釜石市地域包括支援センターの運営体制

(1)職員体制について

①令和5年度

地域包括支援センターは、総合相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの業務を適切に実施するため介護保険法及び厚生労働省令に基づき、原則として三職種、保健師(又は地域保健等の経験のある看護師)・社会福祉士(又は福祉事務所の現業員の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者)・主任介護支援専門員の配置が義務付けられています。

当センターの令和5年6月1日現在の三職種の配置は、社会福祉士3人、主任介護支援専門員1人、保健師4人、生活応援センター配置保健師6人でした。

三職種の配置基準は、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに各1人の配置と示されています。当市における令和6年3月末時点の高齢者人口は12,026人であり、配置基準に照らし合わせると三職種それぞれ3人が必要ということになります。

また、当センターには、要支援の認定を受けた方、及び総合事業対象者の介護 予防ケアプランの作成を担う人員が配置されており「指定介護予防支援事業所」 としてケアプラン等の作成業務も行っています。

②令和6年度

令和6年6月1日現在の三職種の配置は、社会福祉士2人、主任介護支援専門 員1人、保健師4人、生活応援センター配置他兼務保健師8人です。

令和5年度の職員数と比較して、現時点(令和6年6月)で1人増の21人となっております。

(2) 職種別配置状況

①専任職員

職種	令和5年度 (6/1)	令和6年度 (6/1)	増減
所 長	1人	1人	0
保健師	4人	4人	0
社会福祉士	3人(うち会計年度任用職員1人	2人	-1
主任介護支援専門員	1人	1人	0
介護支援専門員	1 人 (うち会計年度任用職員)	1人(会計年度任用職員)	0
介護支援専門員(看護師)	2人(会計年度任用職員)	2人(会計年度任用職員)	0
事務職員	1人	1人	0
高齢者相談員兼介護事務員	1人(会計年度任用職員)	1人(会計年度任用職員)	0
計	1 4 人	1 3人	-1

②兼務職員

職種	令和5年度 (6/1)	令和6年度 (6/1)	増減
保健師	6人	8人	2